(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

愛知県知事殿

提出者

住所 愛知県刈谷市一ツ木町竹下50番地の1 氏名 愛知技研株式会社 取締役社長 高原 和弘 電話番号 0566-23-2731

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	愛知技研株式会社
事業場の所在 地	愛知県刈谷市一ツ木町竹下50番地の1
計画期間	令和5年4月1日~令和6年3月31日
当該事業場において現に行	「っている事業に関する事項
①事業の種 類	2 4 金属製品製造業
②事業の規 模	製造出荷額 128億円
③従業員 数	157名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 環境管理統括者 環境推進責任者 環境委員会 総務・ 安全衛生 品質 営業部 技術部 製造部 経理部 保証部 環境部 全 衛 務 営 技 保 環 造 造 業課 務課 全課 境課 術 保 生 経 課 証 課 理 課 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 現状 【前年度(令和4年度)実績】 1 特別管理産業廃棄物の種 腐食性廃アルカリ 腐食性廃酸 特管廃油 類 排出 量 370 t 335 t 2 t (これまでに実施した取組) ・腐食性廃アルカリ・・・生産状況に合わせたアルカリ脱脂液の長寿 命化。 ・腐食性廃酸・・・リサイターの導入による硝酸液長寿命化。 ・特管廃油・・・生産状況に合わせた前洗浄液の長寿命化。 2 計画 【目標】 特別管理産業廃棄物の種 腐食性廃アルカリ 腐食性廃酸 特管廃油 類 排出 量 366 t 332 t 2 t (今後実施する予定の取組) 全体として、生産工程の不良品発生、再処理ロスの予防で廃棄物の抑 制活動の実施。 ・腐食性廃アルカリ・・・生産状況に合わせたアルカリ脱脂液の長寿 命化。 ・腐食性廃酸・・・リサイターの導入横展による硝酸液長寿命化。 ・特管廃油・・・生産状況に合わせた前洗浄液の長寿命化。 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 ①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

2 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取
	組)
	_

			(第3面)		
自	っ行う特別管理産業層	廃棄物の再生利用に関	する事項		
	1 現状	【前年度(令和4	年度) 実績】		
		特別管理産業廃棄物の種	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
		類			
		自ら再生利用を行っ	0 t	0 t	0 t
		た特別管理産業廃棄物			
		の量			
		(これまでに実施	した取組)		
		_			
	2 計画	 			
	2 計画				ri da Anko pelen X. I.
		特別管理産業廃棄物の種	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
		類	0.4	0 4	0 4
		自ら再生利用を行	0 t	0 t	0 t
		う特別管理産業廃棄物			
		の量 (今後実施する予	(学の版約)		
		「一後天肥りる」	(上 0) 4 X 於丘 /		
		_			
自印	L う行う特別管理産業原	L 経棄物の中間処理に関	 する事項		
	1 現状	【前年度(令和4	年度)実績】		
		 特別管理産業廃棄物の種	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	 特管廃油
		類	网及江州	网段江ル	19 E DEIM
		自ら熱回収を行っ	0 t	0 t	0 t
		た特別管理産業廃棄物			
		の量			
		自ら中間処理により減量	0 t	0 t	0 t
		した特別管理産業廃棄			
		物の量			

	(これまでに実施 <u>ー</u>	こした取組)		
2 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	類			
	自ら熱回収を行	0 t	0 t	0 t
	う			
	特別管理産業廃棄物の			
	量			
	自ら中間処理により減量	0 t	0 t	0 t
	する特別管理産業廃棄			
	物の量			
	(今後実施する予	定の取組)		
	_			

(第4面)

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
	1 現状	【前年度(令和4年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
		類			
		自ら埋立処分を	0 t	0 t	0 t
		行った			
		特別管理産業廃棄物の			
		量			
		(これまでに実施	した取組)		
		_			
	2 計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
		類			
		自ら埋立処 分を	0 t	0 t	0 t
		行う			
		特別管理産業廃棄物の			

量		
(今後実施する予	定の取組)	
_		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状

【前年度(令和4年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種		腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	類			
	全処理委託量	370 t	335 t	2 t
	優良認定処理業者へ	370 t	335 t	2 t
	Ø			
	処理委託 量			
	再生利用業者へ	345 t	237 t	0 t
	0			
	処理委託 量			
	認定熱回収業者へ	0 t	0 t	0 t
	の処理委託 量			
	認定熱回収業者以外	0 t	0 t	0 t
	の熱回収を行う業者			
	への処理委託			
	量			

(これまでに実施した取組)

- ・腐食性廃アルカリ・・・中和後、セメント焼成剤または水分含有燃料として再利用する業者へ委託
- ・腐食性廃酸・・・中和後、セメント焼成剤として再利用する業者へ 委託

(第5面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	類			
	全処理委託量	366 t	332 t	2 t
	優良認定処理業者へ	366 t	332 t	2 t
	0			

	処理委託 量			
	再生利用業者へ	341 t	235 t	0 t
	0			
	処理委託 量			
	認定熱回収業者へ	0 t	0 t	0 t
	の処理委託量			
	認定熱回収業者以外	0 t	0 t	0 t
	の熱回収を行う業者			
	への処理委託 量			
		 定の取組)		
	「一〇大心」の「)			
	・腐食性廃アルカ	リ・・・中和後、セメ	ソント焼成剤また	- には水分含有燃
	料として再利用する	る業者へ委託を継続		
	・腐食性廃酸・・	・中和後、セメント焼	成剤として再利	用する業者へ
	委託を継続			
	【前年度(令和44	年度)実績】		
使用に関する事項				707 4
	特別管理産業 排 出	発 来 物 量		707 t
	' ³	-		
	ル廃棄物を除			
	(今後実施する予算	定の取組)		
		- New 1771 - Marketon 2 (1814)		
	電子マニフェスト(の運用・管理を継続し	て実施。	
※事務処理欄				
↑ 〒1力人で土1開				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管 理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業 廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入するこ と。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
 - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

9 ※	闌は記入しないこと。